

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

令和3年4月5日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

4月1日、大阪、兵庫、宮城の3府県に4月5日から5月5日までの期間、特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなり、対象地域は大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、仙台市の計6市となりますが、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上